

◆ 作品のご応募お待ちしております

第12回 輝け!いがっ子フォトコンテスト作品募集

【問い合わせ】生涯学習課

☎ 22-9679 FAX 22-9692

✉ gakushuu@city.iga.lg.jp

“伊賀の子どもたち=いがっ子”の日常の姿をお送りください。大人が撮った「いがっ子」の姿、子どもが撮った「いがっ子」の姿。さまざまな「いがっ子」の写真をお待ちしています。

【応募資格】 市内在住・在勤・在学の人

【応募規定】

○色：カラーまたはモノクロ

○サイズ：2L (127 × 178) から4つ切り (254 × 305) まで

○未発表作品

※一人3点まで応募できます。

※撮影の際は被写体となる人などに許可を得てから撮影してください。

【表彰】

○最優秀賞1点

○優秀賞2点

○特別賞1点

○佳作10点

【審査・発表】

青少年育成市民連絡会議役員と写真の専門家により審査し、直接本人に通知します。

※応募作品をいがっ子憲章の広報活動に使用する場合は、撮影者の氏名・住所表示（町名までの表示）を行います。また児童・生徒の場合は学校名・学年の表示を行います。

【応募期間】

4月10日(水)～5月15日(水)

※応募方法など詳しくは、チラシまたは市ホームページをご覧ください。



▲前回の最優秀賞作品

◆ 三重大学伊賀連携フィールドによる講座を開催します

市民講座「忍者・忍術学講座」(前期)

【問い合わせ】総合政策課

☎ 22-9623 FAX 22-9672

✉ sougouseisaku@city.iga.lg.jp

【テーマ】 中・近世 日本各地の忍者たち

【とき・内容】

いずれも午前10時30分～正午

① 4月20日(土)

「信州松本藩の忍者」

講師：三重大学人文学部教授 山田 雄司さん

② 5月18日(土)

「ここまで分かった！佐賀の忍者史」

講師：佐賀戦国研究会 深川 直也さん

③ 6月29日(土)

「戦国島津氏の『忍び』について」

講師：歴史作家 桐野 作人さん

④ 7月20日(土)

「津軽と南部—忍者の系譜をたどる—」

講師：青森大学薬学部教授 清川 繁人さん

⑤ 8月17日(土)

「越前福井藩における忍者の実像」

講師：福井県立図書館主任 (司書)

長野 栄俊さん

⑥ 9月21日(土)

「藤堂藩伊賀者と新発見木津家文書」

講師：三重大学国際忍者研究センター准教授

高尾 善希さん

【ところ】

ハイトピア伊賀 3階コミュニティ情報プラザホール

【問い合わせ】

○三重大学国際忍者研究センター

☎ 0595-51-7154

○総合政策課



◆平成31年度就学援助制度

小・中学校でかかる費用の一部を援助します

経済的な理由で、学用品費や給食費など学校でかかる費用にお困りの人に、学校へ納入した費用の一部を市が援助します。(希望する場合は申請が必要です。)

なお、年度ごとに認定しますので、前年度から引き続き援助を希望する場合も必ず申請してください。

※生活保護受給者は、生活保護と重複する内容の援助は受けることができません。

【対象者】

市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者

※所得制限があります。

【申請先】

在籍する小・中学校

【支給時期】

年3回(7月・12月・3月)に分けて支給します。

※不明な点はお問い合わせください。支給額など詳しくは学校からのお知らせをご確認ください。

【問い合わせ】 学校教育課

☎ 22-9648 FAX 22-9667

✉ gakkou@city.iga.lg.jp

【問い合わせ】

○学校教育課

○各小・中学校



◆将来の安心のために

国民年金のはなし

【問い合わせ】 保険年金課

☎ 22-9659 FAX 26-0151

✉ hoken@city.iga.lg.jp

◆国民年金の加入方法は人によって異なります

日本では、国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人々が国民年金に加入することになっています。加入者は、職業などによって次の3つに分かれ、加入手続きがそれぞれ異なります。

○第1号被保険者(自営業・学生・フリーター・無職の人など)

加入手続きは住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口で本人が行います。

○第2号被保険者(会社員や公務員など、厚生年金保険制度に加入している人)

加入手続きは勤務先が行います。

○第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)

加入手続きは第2号被保険者の勤務先が行います。

◆付加年金をご存じですか

第1号被保険者や任意加入被保険者(65歳以上の人を除く。)は、定額保険料に加えて付加保険料(400円/月)を納付すると、老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受け取ることができます。

○申請方法

年金手帳と本人確認書類(運転免許証など)、印鑑を持参の上、保険年金課・各支所住民福祉課または津年金事務所で付加保険料の納付の申し出をしてください。

※国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納付することはできません。

○付加年金の年金額(年間受取額)

200円×付加保険料納付月数

※申し出をした月分から納付していただきます。付加保険料を納付している人が納付を辞退する場合は、保険年金課・各支所住民福祉課または津年金事務所での申し出が必要です。

詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

○保険年金課

○各支所住民福祉課

○津年金事務所 国民年金課

☎ 059-228-9112

